

# 令和2年度 茨城県育英奨学生募集要項 (在学採用・緊急採用)

茨城県教育委員会

茨城県教育委員会では、有為な人材の育成を目的として、人物及び学業ともに優れており、経済的な理由により修学が困難な高校生等を対象とした茨城県育英奨学生を募集します。

## 第1 募集概要

### 1 申請資格

次の(1)から(5)までのすべてに該当する必要があります。

- (1) 茨城県内に居住する者の子弟
- (2) 次のいずれかに該当する者
  - ア 高等学校、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（修業年限2年以上のものに限ります）に在学する者
  - イ 中等教育学校後期課程に在学する者
- (3) 人物及び学業ともに優れる者（成績基準があります）
- (4) 経済的理由により修学に困難があると認められる者（収入基準があります）
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない者

### 2 貸与月額、募集人員及び貸与期間

| 区 分 |           | 貸与月額     | 募集人員                     | 貸 与 期 間                                                 |
|-----|-----------|----------|--------------------------|---------------------------------------------------------|
| 国公立 | 自 宅 通 学   | 18,000 円 | 予算の範囲内<br>で対応<br>(70人程度) | 在学する高等学校等における<br>正規の修学年限のうち最短の<br>残修業期間<br>(令和2年4月から貸与) |
|     | 自 宅 外 通 学 | 23,000 円 |                          |                                                         |
| 私 立 | 自 宅 通 学   | 30,000 円 |                          |                                                         |
|     | 自 宅 外 通 学 | 35,000 円 |                          |                                                         |

※ 奨学資金は無利子です。

### 3 申請手続

- (1) 希望者は、在学している学校から奨学資金貸与申請書の交付を受け、必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して、学校に提出してください。
- (2) 学校は、申請者の人物、学業成績、家計状況等を確認のうえ、推薦基準（6～7頁）を満たすと認められる者について奨学生推薦調書を作成し、申請書類を取りまとめ、茨城県教育庁学校教育部高校教育課あて推薦してください。

#### 4 提出書類

| 書類                   | 作成・準備する者 |
|----------------------|----------|
| ① 奨学生推薦者一覧           | 学 校      |
| ② 奨学生推薦調書（様式第1号）     |          |
| ③ 奨学資金貸与申請書（様式第2号の2） | 申 請 者    |
| ④ 口座振込依頼書・指定口座の通帳の写し |          |
| ⑤ 添付書類（4頁参照）         |          |

#### 5 茨城県教育委員会への提出期限

##### (1) 在学採用 令和2年5月15日（金）必着

※ 申請者が学校へ提出する期限は各学校が定めていますので注意してください。

##### (2) 緊急採用 随時受け付けます（3頁参照）。

#### 6 奨学生の採用決定

奨学生選考委員会の審査を経て採否を決定し、7月ごろまでに（緊急採用の場合は随時）校長を通じて申請者本人に通知します。

#### 7 奨学資金の返還

##### (1) 返済期限

貸与終了月から6か月据置後、10年以内に年賦（年1回）又は半年賦（年2回）により返還していただきます（県から送付される納入通知書による振込で返還）。

◆返還事例（3年間貸与を受けた者が、半年賦（年2回払い）で10年間かけて返還する場合）

## 8 その他

- (1) 奨学資金は、申請者が指定した本人（生徒）名義の金融機関口座に、原則として年4回（初年度は3回）に分けて振り込みます。令和2年度第1回振込は、令和2年8月下旬を予定しています。
- (2) 奨学資金の貸与中は毎年1回「奨学資金継続願」を提出しなければなりません。留年するなど、学業成績が著しく不良となった場合、又は所得が著しく増加した場合は、貸与を打ち切ることがあります。
- (3) 貸与にあたり、連帯保証人2人（うち1人は保護者、他の1人は別生計の人）が必要となりますので、考慮しておいてください。
- (4) 退学、成績不良、保護者の県外転出又は辞退の場合は、貸与が終了します。貸与が終了したときは、奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書を提出しなければなりません。

なお、その際には、連帯保証人2人の印鑑登録証明書が必要となります。

- (5) 当奨学資金の外に、成績基準を設けていない「茨城県高等学校等奨学資金」（5月ごろ募集）及び「茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」（5月ごろ募集）も実施しておりますので、申請する際には併せて検討してください（なお、併願はできますが、当奨励資金と併給はできませんので、両方採用になった場合はどちらかを辞退していただきます。）。

特に、成績基準を満たしていない場合、「茨城県高等学校等奨学資金」を検討してください。

## 9 問合せ・提出先

水戸市笠原町978番6（〒310-8588）

茨城県教育庁学校教育部高校教育課（管理担当）

電話 029-301-5245

### 緊急採用による奨学金制度とは

家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡・離婚等又は火災・風水害等により家計が急変したため、緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与が受けられる制度です。緊急採用の理由にあてはまるときは、学校に相談してください。

- ア 学力基準・家計基準ともに通常の採用より緩和されています。
- イ 募集は、年間を通して行っています。
- ウ 家計が急変した事由が発生した時から、1年以内である場合申し込むことができます。
- エ 貸与の開始は、緊急採用の理由が発生した月以降となります。
- オ 貸与の終期は、原則として採用年度末（令和3年3月）までですが、採用年度末において、家計の急変事由発生後1年以内であれば、願出により貸与を継続します。
- カ 申込資格・貸与月額・提出書類などは通常の採用と同じです。

※ある時期を境に家計が急変していることが要件です。

※収入が減少傾向にある等は、緊急採用の要件には、該当しません。